

平成11年4月30日

厚生省発児第86号

[一部改正] 平成11年12月9日厚生省発児第140号
平成12年5月19日厚生省発児第91号
平成12年11月22日厚生省発児第129号
平成13年8月2日厚生省発児第314号
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号
平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号
平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号
平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号
平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号
平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号
平成28年6月20日厚生労働省発雇児0620第2号
平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号
平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号
平成29年9月5日厚生労働省発子0905第2号
平成30年2月19日厚生労働省発子0219第2号
平成30年12月19日厚生労働省発子1219第2号
平成31年2月27日厚生労働省発子0227第2号
令和元年10月18日厚生労働省発子1018第2号

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）第2^{労働省}

条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療

研究センター等」という。)については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のもので設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額)その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」とい

う。) 第1条第9号の規定によるものとする。

- (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) 第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。) 別表第一(以下「別表」という。) の級地が「一級地」とされている地域とする。
 - (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。
 - (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
 - (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
 - (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、撰津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
 - (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域(東久留米市を除く。) 及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
 - (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
 - (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。) 及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学期並びに義務教育学校の後期課程を含む。) をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母

子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市

の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「17小規模かつ地域分散化加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価
	児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10:1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価 ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、 上記保護単価×配置心理療法担当職員数
	児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9:1、8:1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×(配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び小規模かつ地域分散化加算分保護単価の加算が行われている場合においては、

		それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年4月5日法律第73号) 第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法 (昭和48年7月24日法律第61号) 第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等 (以下「社会福祉事業団等」という。) 経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費、一時保護実施特別加算費及び専門養育加算を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、（1）の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の（2）から（26）までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児がある</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ときは、その数を控除した数) - その月初日の2歳児措置児数 - その月初日の3歳以上児措置児数] + 2歳児の月額保護単価 × その月初日の2歳児措置児数 + 3歳以上児の月額保護単価 × その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価 × その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価 × その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価 × その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） × 支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <p><u>その施設その月初日の総措置児童数等</u> 又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価 × その協定人</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価(常勤的非常勤単価又は非常勤単価)×アの算式により算定した定員。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ10:1以下の心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数-別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合又は一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式</p> <p>第三者評価受審に係る実費。</p> <p>ただし、年額308,000円を限度とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式</p> <p>建物の賃借に係る実費。</p> <p>なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。</p> <p>{ [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる） × 1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合</p> <p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																		
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 58,570円 乳児以外分 50,760円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>入所児分 50,760円 通所児分 15,550円</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>入所児分 51,200円 通所児分 15,550円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 58,830円 乳児以外分 51,020円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 58,570円 3才以上児分 50,760円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 58,320円 乳児以外分 50,760円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 50,760円 上記以外の者 11,060円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価102,630円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 58,570円 乳児以外分 50,760円	児童自立支援施設	入所児分 50,760円 通所児分 15,550円	児童心理治療施設	入所児分 51,200円 通所児分 15,550円	里親	乳児分 58,830円 乳児以外分 51,020円	乳児院	3才未満児分 58,570円 3才以上児分 50,760円	ファミリーホーム	乳児分 58,320円 乳児以外分 50,760円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,760円 上記以外の者 11,060円	母子生活支援施設	入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円
			施設種別	一般生活費(月額)																	
児童養護施設	乳児分 58,570円 乳児以外分 50,760円																				
児童自立支援施設	入所児分 50,760円 通所児分 15,550円																				
児童心理治療施設	入所児分 51,200円 通所児分 15,550円																				
里親	乳児分 58,830円 乳児以外分 51,020円																				
乳児院	3才未満児分 58,570円 3才以上児分 50,760円																				
ファミリーホーム	乳児分 58,320円 乳児以外分 50,760円																				
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,760円 上記以外の者 11,060円																				
母子生活支援施設	入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円																				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価÷その月の開所日数)×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,230円（児童が乳児の場合、延児童数×5,720円）</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,170円（児童が乳児の場合、延児童数×1,180円）</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,670円（児童が乳児の場合、延児童数×1,930円） 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円 （ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×5,600円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分			<p>年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点数以外の分	<p>(ア) 助産施設の入所妊産婦</p>	<p>分娩介助料</p>	<p>分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。</p>
			<p>胎盤処置料</p>	<p>胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。</p>
			<p>新生児介補料</p>	<p>新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数 以外 の分	(エ) 保 険 料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児童			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特			次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 875 1366 1077"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価61,150円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数。</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 757 1369 987"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,670円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,670円	中学校第3学年	60,300円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,670円										
中学校第3学年	60,300円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1312 1369 1435"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>57,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	50,600円	中学校第1学年入学児童	57,400円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	50,600円										
中学校第1学年入学児童	57,400円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職し	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1809 1369 1928"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円		
公私別	保護単価(月額)										
国・公立高等学校	22,910円										
私立高等学校	33,910円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	<p>ているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。</p>	<p>費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>入学時特別加算費年額保護単価61,150円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4)</p> <p>資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(5)</p> <p>補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(6)</p> <p>補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの)</p>
(12) 夏季等特別行事	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等 特別 行事費	林間学校等の行事に参加するもの。		
(13) 期末 一時 扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,370円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、児童心理治療施設(通所部を含む)、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場 合においては、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																																		
(16) 冷 暖 房 費			<p>冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 555 963 766">級地別 施設 種別</th> <th data-bbox="963 555 1043 766">1級地</th> <th data-bbox="1043 555 1123 766">2級地</th> <th data-bbox="1123 555 1203 766">3級地</th> <th data-bbox="1203 555 1283 766">4級地</th> <th data-bbox="1283 555 1362 766">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 766 963 864">児童養護施設</td> <td data-bbox="963 766 1043 864">5,290 円</td> <td data-bbox="1043 766 1123 864">4,980 円</td> <td data-bbox="1123 766 1203 864">4,920 円</td> <td data-bbox="1203 766 1283 864">3,780 円</td> <td data-bbox="1283 766 1362 864">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 864 963 994">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="963 864 1043 994">6,080 円</td> <td data-bbox="1043 864 1123 994">5,700 円</td> <td data-bbox="1123 864 1203 994">5,630 円</td> <td data-bbox="1203 864 1283 994">4,330 円</td> <td data-bbox="1283 864 1362 994">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 994 963 1061">里親</td> <td data-bbox="963 994 1043 1061">3,640 円</td> <td data-bbox="1043 994 1123 1061">3,490 円</td> <td data-bbox="1123 994 1203 1061">3,450 円</td> <td data-bbox="1203 994 1283 1061">2,760 円</td> <td data-bbox="1283 994 1362 1061">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1061 963 1191">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="963 1061 1043 1191">2,440 円</td> <td data-bbox="1043 1061 1123 1191">2,240 円</td> <td data-bbox="1123 1061 1203 1191">2,210 円</td> <td data-bbox="1203 1061 1283 1191">1,660 円</td> <td data-bbox="1283 1061 1362 1191">130 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1191 963 1258">乳児院</td> <td data-bbox="963 1191 1043 1258">8,780 円</td> <td data-bbox="1043 1191 1123 1258">8,130 円</td> <td data-bbox="1123 1191 1203 1258">8,020 円</td> <td data-bbox="1203 1191 1283 1258">6,240 円</td> <td data-bbox="1283 1191 1362 1258">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1258 963 1388">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="963 1258 1043 1388">6,520 円</td> <td data-bbox="1043 1258 1123 1388">6,090 円</td> <td data-bbox="1123 1258 1203 1388">6,010 円</td> <td data-bbox="1203 1258 1283 1388">4,640 円</td> <td data-bbox="1283 1258 1362 1388">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1388 963 1487">一時保護所</td> <td data-bbox="963 1388 1043 1487">4,740 円</td> <td data-bbox="1043 1388 1123 1487">4,470 円</td> <td data-bbox="1123 1388 1203 1487">4,420 円</td> <td data-bbox="1203 1388 1283 1487">3,530 円</td> <td data-bbox="1283 1388 1362 1487">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1487 963 1617">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="963 1487 1043 1617">4,840 円</td> <td data-bbox="1043 1487 1123 1617">4,580 円</td> <td data-bbox="1123 1487 1203 1617">4,530 円</td> <td data-bbox="1203 1487 1283 1617">3,460 円</td> <td data-bbox="1283 1487 1362 1617">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1617 963 1738">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="963 1617 1043 1738">5,850 円</td> <td data-bbox="1043 1617 1123 1738">5,490 円</td> <td data-bbox="1123 1617 1203 1738">5,420 円</td> <td data-bbox="1203 1617 1283 1738">4,170 円</td> <td data-bbox="1283 1617 1362 1738">870 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1738 963 1868">自立援助ホームB</td> <td data-bbox="963 1738 1043 1868">2,810 円</td> <td data-bbox="1043 1738 1123 1868">2,580 円</td> <td data-bbox="1123 1738 1203 1868">2,540 円</td> <td data-bbox="1203 1738 1283 1868">1,870 円</td> <td data-bbox="1283 1738 1362 1868">130 円</td> </tr> </tbody> </table>	級地別 施設 種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他	児童養護施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円	児童自立支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円	里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円	母子生活支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円	乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円	児童心理治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円	一時保護所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円	ファミリーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円	自立援助ホームA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円	自立援助ホームB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円
級地別 施設 種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他																																																																
児童養護施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円																																																																
児童自立支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円																																																																
里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円																																																																
母子生活支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円																																																																
乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円																																																																
児童心理治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円																																																																
一時保護所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円																																																																
ファミリーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円																																																																
自立援助ホームA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円																																																																
自立援助ホームB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円																																																																

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とすること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合（自立援助ホームBを除く。）は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																		
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="879 421 1023 607">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="1023 421 1110 607">旧5級地</th> <th data-bbox="1110 421 1198 607">旧4級地</th> <th data-bbox="1198 421 1286 607">旧3級地</th> <th data-bbox="1286 421 1358 607">旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 607 1023 674">児童養護施設</td> <td data-bbox="1023 607 1110 674">2,730円</td> <td data-bbox="1110 607 1198 674">2,090円</td> <td data-bbox="1198 607 1286 674">1,350円</td> <td data-bbox="1286 607 1358 674">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 674 1023 741">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1023 674 1110 741">2,730円</td> <td data-bbox="1110 674 1198 741">2,090円</td> <td data-bbox="1198 674 1286 741">1,350円</td> <td data-bbox="1286 674 1358 741">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 741 1023 808">里親</td> <td data-bbox="1023 741 1110 808">2,730円</td> <td data-bbox="1110 741 1198 808">2,090円</td> <td data-bbox="1198 741 1286 808">1,350円</td> <td data-bbox="1286 741 1358 808">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 808 1023 875">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1023 808 1110 875">450円</td> <td data-bbox="1110 808 1198 875">380円</td> <td data-bbox="1198 808 1286 875">240円</td> <td data-bbox="1286 808 1358 875">150円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 875 1023 943">乳児院</td> <td data-bbox="1023 875 1110 943">2,890円</td> <td data-bbox="1110 875 1198 943">2,270円</td> <td data-bbox="1198 875 1286 943">1,440円</td> <td data-bbox="1286 875 1358 943">1,050円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 943 1023 1010">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1023 943 1110 1010">2,730円</td> <td data-bbox="1110 943 1198 1010">2,090円</td> <td data-bbox="1198 943 1286 1010">1,350円</td> <td data-bbox="1286 943 1358 1010">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1010 1023 1077">一時保護所</td> <td data-bbox="1023 1010 1110 1077">2,730円</td> <td data-bbox="1110 1010 1198 1077">2,090円</td> <td data-bbox="1198 1010 1286 1077">1,350円</td> <td data-bbox="1286 1010 1358 1077">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1077 1023 1144">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1023 1077 1110 1144">2,730円</td> <td data-bbox="1110 1077 1198 1144">2,090円</td> <td data-bbox="1198 1077 1286 1144">1,350円</td> <td data-bbox="1286 1077 1358 1144">1,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1144 1023 1191">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="1023 1144 1110 1191">2,730円</td> <td data-bbox="1110 1144 1198 1191">2,090円</td> <td data-bbox="1198 1144 1286 1191">1,350円</td> <td data-bbox="1286 1144 1358 1191">1,370円</td> </tr> </tbody> </table>	級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円	乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円	児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円	自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																	
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円																																																	
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円																																																	
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,370円																																																	
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数																																																		

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(18) 自 大 立 学 生 進 活 学 支 等 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価158,350円×死亡児数
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 86,000円×1人 ただし、二人目以降は43,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 137,000円×1人 ただし、二人目は94,000円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 43,820円×新規委託措置児童数 自立援助ホーム入所児童 算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価 43,820円×新規委託措置児童であって別に定める基準に該当する者の数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,500円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初

日。以下この項において同じ。)の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等による階層区分によって定まる基準額(この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表(令和元年6月30日まで)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2	所得割の額がある世帯	6,600	2,200
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が

			41,200円を超えると きは 41,200円とする 。)	
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 54,200円を超えると きは54,200円とする 。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただし 、その額が27,100円を 超えるときは27,100円と する。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 68,700円を超えると きは68,700円とする 。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただし 、その額が34,300円を 超えるときは34,300円と する。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 85,000円を超えると きは85,000円とする 。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただし 、その額が42,500円を 超えるときは42,500円と する。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 102,900円を超ると きは102,900円とする 。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただし 、その額が51,400円を 超えるときは51,400円と する。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 122,500円を超ると きは122,500円とする 。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただし 、その額が61,200円を 超えるときは61,200円と する。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支

			等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p>			

	<p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税</p>
--	---

非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

	<p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	---

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		4,500	2,200
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600	3,300
D 2		9,001円から 27,000円まで	9,000	4,500
D 3		27,001円から 57,000円まで	13,500	6,700
D 4		57,001円から 93,000円まで	18,700	9,300
D 5		93,001円から 177,300円まで	29,000	14,500
D 6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600
D 7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D 9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超

			85,000円を超えるときは85,000円とする。)	えるときは42,500円とする。)
D10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11		704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

た者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

（4）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては26万円を、（2）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

（1）婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（3）婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における

施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

9 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[（事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案に

つき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620
21～25人	279,990	272,540	270,680	265,090	261,360	253,910	248,320	242,730
26～30	242,220	235,740	234,120	229,270	226,030	219,550	214,700	209,840
31～35	226,200	220,140	218,620	214,070	211,030	204,970	200,430	195,870
36～40	210,190	204,530	203,120	198,880	196,050	190,390	186,150	181,920
41～45	206,080	200,480	199,070	194,860	192,060	186,450	182,240	178,040
46～50	180,430	175,520	174,290	170,600	168,150	163,230	159,550	155,860
51～55	175,930	171,130	169,930	166,330	163,930	159,140	155,540	151,940
56～60	171,420	166,740	165,570	162,060	159,720	155,040	151,530	148,020
61～65	167,100	162,530	161,390	157,960	155,680	151,120	147,690	144,270
66～70	162,770	158,320	157,210	153,870	151,650	147,190	143,860	140,520
71～75	158,910	154,560	153,470	150,210	148,040	143,690	140,430	137,170
76～80	155,040	150,800	149,740	146,560	144,430	140,190	137,010	133,820
81～85	152,240	148,080	147,030	143,900	141,820	137,650	134,520	131,390
86～90	149,440	145,350	144,320	141,250	139,200	135,100	132,030	128,960
91～95	146,360	142,360	141,360	138,350	136,350	132,340	129,340	126,340
96～100	143,280	139,370	138,390	135,460	133,500	129,590	126,650	123,720
101～105	141,730	137,860	136,890	133,980	132,040	128,160	125,260	122,350
106～110	140,180	136,340	135,380	132,500	130,590	126,750	123,880	120,990
111～115	138,620	134,820	133,870	131,020	129,130	125,330	122,480	119,630
116～120	137,050	133,290	132,350	129,540	127,660	123,900	121,090	118,270
121～125	135,640	131,920	130,990	128,190	126,340	122,610	119,820	117,030
126～130	134,220	130,540	129,610	126,850	125,010	121,320	118,550	115,790
131～135	133,320	129,650	128,730	125,990	124,150	120,490	117,740	114,990
136～140	132,420	128,770	127,860	125,120	123,300	119,660	116,930	114,200
141～145	131,110	127,500	126,590	123,880	122,080	118,460	115,750	113,050
146～150	129,800	126,220	125,320	122,640	120,850	117,270	114,590	111,900
151人以上	129,150	125,590	124,690	122,030	120,240	116,680	114,010	111,340

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	338,290	329,200	326,930	320,120	315,580	306,490	299,680	292,870
21～25人	297,090	289,100	287,100	281,100	277,100	269,100	263,100	257,110
26～30	255,900	248,990	247,260	242,080	238,620	231,710	226,520	221,340
31～35	238,400	231,950	230,330	225,490	222,270	215,810	210,970	206,130
36～40	220,900	214,910	213,410	208,910	205,910	199,920	195,420	190,920

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	236,680	231,520	230,220	226,350	223,760	218,590	214,720	210,840

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	282,160	275,120	273,360	268,090	264,570	257,530	252,260	246,980
31～35人	266,060	259,370	257,700	252,680	249,340	242,650	237,640	232,630
36～40	249,960	243,630	242,040	237,290	234,120	227,780	223,020	218,270
41～45	246,210	239,850	238,260	233,500	230,320	223,960	219,200	214,430
46～50	231,730	225,700	224,200	219,670	216,660	210,630	206,100	201,580
51～55	225,800	219,900	218,420	214,000	211,050	205,150	200,730	196,310
56～60	219,870	214,110	212,660	208,340	205,460	199,700	195,370	191,050
61～65	214,920	209,270	207,850	203,610	200,780	195,120	190,880	186,640
66～70	209,980	204,430	203,040	198,880	196,100	190,550	186,390	182,230
71～75	205,440	199,990	198,620	194,540	191,810	186,360	182,270	178,180
76～80	200,900	195,550	194,210	190,200	187,520	182,160	178,150	174,140
81～85	197,670	192,380	191,060	187,100	184,450	179,160	175,190	171,230
86～90	194,440	189,220	187,910	183,990	181,380	176,150	172,230	168,310
91～95	190,950	185,790	184,500	180,630	178,050	172,880	169,010	165,140
96～100	187,460	182,360	181,090	177,260	174,720	169,620	165,800	161,980
101～105	186,000	180,940	179,680	175,890	173,350	168,300	164,510	160,710
106～110	184,540	179,530	178,270	174,510	172,000	166,980	163,220	159,460
111～115	182,810	177,830	176,590	172,860	170,360	165,390	161,650	157,920
116～120	181,070	176,130	174,900	171,200	168,730	163,800	160,100	156,400
121～125	180,010	175,100	173,870	170,190	167,730	162,820	159,130	155,450
126～130	178,960	174,070	172,850	169,170	166,730	161,840	158,170	154,500
131～135	177,600	172,740	171,530	167,880	165,460	160,590	156,950	153,300
136～140	176,250	171,410	170,210	166,590	164,180	159,340	155,720	152,110
141～145	175,160	170,350	169,150	165,550	163,130	158,330	154,720	151,110
146～150	174,080	169,290	168,090	164,500	162,100	157,310	153,720	150,130
151人以上	173,160	168,390	167,200	163,620	161,240	156,480	152,900	149,320

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	834,170	811,930	806,360	789,680	778,560	756,310	739,630	722,940
11～15人	659,840	642,070	637,620	624,290	615,400	597,620	584,280	570,950
16～20	588,210	572,000	567,950	555,790	547,680	531,470	519,310	507,150
21～25	514,320	500,100	496,550	485,890	478,780	464,560	453,900	443,230
26～30	494,540	480,820	477,390	467,100	460,240	446,520	436,230	425,940
31～35	480,100	466,760	463,430	453,420	446,750	433,400	423,390	413,380
36～40	465,680	452,710	449,470	439,740	433,260	420,280	410,560	400,830
41～45	453,280	440,630	437,470	427,990	421,660	409,020	399,530	390,040
46～50	440,880	428,560	425,480	416,230	410,070	397,750	388,500	379,260
51～55	435,780	423,590	420,540	411,390	405,300	393,110	383,960	374,830
56～60	430,680	418,620	415,600	406,560	400,540	388,470	379,430	370,390
61～65	426,070	414,140	411,150	402,200	396,230	384,300	375,340	366,390
66～70	421,470	409,660	406,700	397,840	391,930	380,120	371,250	362,400
71～75	417,390	405,680	402,760	393,980	388,120	376,410	367,630	358,850
76～80	413,310	401,710	398,810	390,110	384,310	372,700	364,000	355,300
81～85	409,390	397,890	395,020	386,390	380,650	369,140	360,520	351,890
86～90	405,470	394,080	391,230	382,680	376,980	365,590	357,040	348,490
91人以上	401,160	389,880	387,060	378,600	372,960	361,680	353,220	344,760

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	731,630	712,310	707,480	692,990	683,330	664,010	649,520	635,030
11～15人	593,860	577,910	573,930	561,970	553,990	538,050	526,090	514,130
16～20	511,920	497,830	494,310	483,740	476,700	462,610	452,040	441,480
21～25	473,760	460,640	457,360	447,530	440,970	427,850	418,010	408,180
26～30	444,240	431,890	428,810	419,540	413,370	401,020	391,760	382,490
31～35	430,810	418,810	415,810	406,810	400,810	388,800	379,800	370,800
36～40	417,380	405,730	402,810	394,070	388,250	376,590	367,850	359,110
41～45	403,950	392,640	389,820	381,340	375,680	364,380	355,900	347,410
46～50	390,520	379,560	376,820	368,600	363,120	352,160	343,940	335,720
51～55	386,100	375,250	372,540	364,410	358,990	348,150	340,010	331,880
56～60	381,680	370,950	368,270	360,220	354,860	344,130	336,090	328,040
61～65	377,260	366,640	363,990	356,030	350,730	340,120	332,160	324,200
66～70	372,830	362,340	359,710	351,840	346,600	336,100	328,230	320,360
71～75	368,410	358,030	355,440	347,660	342,470	332,090	324,300	316,520
76～80	363,990	353,730	351,160	343,470	338,330	328,070	320,380	312,680
81～85	359,570	349,420	346,890	339,280	334,200	324,060	316,450	308,840
86～90	355,150	345,120	342,610	335,090	330,070	320,040	312,520	305,000
91人以上	350,730	340,810	338,330	330,900	325,940	316,030	308,590	301,160

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	619,370	603,130	599,070	586,890	578,770	562,530	550,360	538,180
11～15人	450,960	439,100	436,140	427,250	421,320	409,460	400,570	391,670
16～20	377,950	367,700	365,130	357,440	352,310	342,060	334,370	326,670
21～25	345,150	335,720	333,360	326,280	321,560	312,120	305,040	297,970
26～30	319,210	310,440	308,240	301,660	297,280	288,500	281,920	275,340
31～35	304,880	296,490	294,390	288,090	283,890	275,490	269,190	262,890
36～40	290,560	282,540	280,530	274,510	270,500	262,470	256,450	250,430
41～45	276,240	268,580	266,670	260,930	257,100	249,450	243,710	237,970
46～50	261,910	254,630	252,810	247,350	243,710	236,430	230,970	225,510
51～55	256,960	249,810	248,020	242,660	239,080	231,940	226,570	221,210
56～60	252,000	244,980	243,230	237,970	234,460	227,440	222,180	216,910
61～65	247,040	240,160	238,430	233,270	229,830	222,940	217,780	212,610
66～70	242,080	235,330	233,640	228,580	225,200	218,440	213,380	208,310
71～75	237,130	230,500	228,850	223,880	220,570	213,950	208,980	204,020
76～80	232,170	225,680	224,060	219,190	215,940	209,450	204,580	199,710
81～85	227,210	220,850	219,260	214,490	211,310	204,950	200,180	195,420
86～90	222,250	216,030	214,470	209,800	206,680	200,460	195,780	191,110
91人以上	217,300	211,200	209,680	205,100	202,060	195,960	191,390	186,820

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	643,600	626,600	622,350	609,600	601,100	584,100	571,350	558,590

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	177,380	173,170	172,060	168,970	166,860	162,660	159,500	156,350
11～20世帯	155,340	151,350	150,320	147,360	145,360	141,370	138,380	135,390
21～30	124,500	121,240	120,410	117,990	116,360	113,110	110,670	108,230
31～40	93,730	91,290	90,660	88,850	87,630	85,190	83,350	81,520
41～50	84,520	82,320	81,760	80,130	79,030	76,830	75,190	73,540
51世帯以上	75,320	73,360	72,860	71,410	70,430	68,480	67,020	65,550

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 149,060	円 145,790	円 144,970	円 142,520	円 140,890	円 137,620	円 135,170	円 132,720

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	円 451,610	円 439,040	円 436,030	円 429,890	円 426,500	円 413,960	円 404,380	円 395,330
21～25人	405,020	393,700	390,930	385,200	381,940	370,640	362,070	353,770
26～30人	358,420	348,350	345,830	340,500	337,380	327,310	319,760	312,210
31～35人	340,070	330,490	328,100	322,880	319,800	310,220	303,030	295,850
36～40	321,720	312,630	310,360	305,270	302,220	293,130	286,310	279,490
41～45	308,250	299,500	297,320	292,290	289,240	280,500	273,940	267,380
46人以上	294,780	286,380	284,280	279,310	276,260	267,860	261,570	255,270

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 74,120	円 71,990	円 71,450	円 69,850	円 68,790	円 66,050	円 65,000	円 63,450

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 112,750	円 109,460	円 108,640	円 106,170	円 104,530	円 101,230	円 98,770	円 96,300

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 218,220	円 212,910	円 211,580	円 207,600	円 204,940	円 199,630	円 195,640	円 191,660
7～9人	204,040	198,800	197,490	193,550	190,930	185,680	181,750	177,820
10～12	196,950	191,740	190,440	186,530	183,920	178,710	174,800	170,890
13～15	192,700	187,510	186,210	182,320	179,720	174,530	170,640	166,740
16～18	189,860	184,690	183,390	179,510	176,920	171,740	167,860	163,970
19人以上	187,460	182,300	181,000	177,130	174,540	169,370	165,500	161,620

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	197,890	194,580	193,750	191,270	189,620	186,310	183,820	181,340
6人	164,910	162,150	161,460	159,390	158,010	155,250	153,190	151,120

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,073,560	9,751,420	9,670,890	9,429,290	9,268,220	8,946,090	8,704,480	8,462,880
6～10人	15,471,360	14,973,690	14,849,270	14,476,010	14,227,170	13,729,500	13,356,230	12,982,980
11～15	20,869,170	20,195,950	20,027,640	19,522,730	19,186,120	18,512,900	18,007,990	17,503,070
16～20	26,266,980	25,418,210	25,206,020	24,569,450	24,145,070	23,296,310	22,659,740	22,023,170
21～25	31,664,790	30,640,480	30,384,400	29,616,180	29,104,020	28,079,720	27,311,490	26,543,260
26～30	37,062,590	35,862,740	35,562,780	34,662,900	34,062,980	32,863,130	31,963,240	31,063,360
31～35	42,460,400	41,085,010	40,741,160	39,709,620	39,021,930	37,646,540	36,614,990	35,583,450
36～40	47,858,210	46,307,270	45,919,530	44,756,340	43,980,880	42,429,950	41,266,740	40,103,550
41～45	53,256,010	51,529,530	51,097,910	49,803,060	48,939,830	47,213,360	45,918,490	44,623,640
46～50	58,653,820	56,751,800	56,276,290	54,849,790	53,898,780	51,996,770	50,570,240	49,143,740
51～55	64,051,630	61,974,060	61,454,670	59,896,510	58,857,730	56,780,180	55,221,990	53,663,830
56～60	69,449,430	67,196,330	66,633,050	64,943,230	63,816,680	61,563,590	59,873,740	58,183,930
61～65	74,847,240	72,418,590	71,811,420	69,989,950	68,775,630	66,346,990	64,525,500	62,704,020
66～70	80,245,050	77,640,850	76,989,800	75,036,670	73,734,580	71,130,400	69,177,250	67,224,120

※1 か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620
21～25人	288,570	280,880	278,950	273,180	269,330	261,640	255,870	250,090
26～30	259,380	252,420	250,680	245,460	241,980	235,010	229,790	224,570
31～35	241,510	235,010	233,380	228,500	225,260	218,760	213,880	209,010
36～40	223,640	217,600	216,090	211,560	208,540	202,500	197,980	193,450
41～45	217,960	212,010	210,530	206,060	203,090	197,140	192,680	188,220
46～50	190,730	185,530	184,220	180,320	177,720	172,510	168,600	164,700
51～55	185,930	180,860	179,580	175,770	173,230	168,150	164,340	160,530
56～60	181,140	176,190	174,950	171,230	168,750	163,790	160,080	156,360
61～65	176,610	171,770	170,560	166,940	164,520	159,690	156,060	152,440
66～70	172,080	167,360	166,180	162,650	160,290	155,580	152,040	148,510
71～75	168,060	163,450	162,300	158,850	156,540	151,940	148,480	145,030
76～80	164,040	159,540	158,410	155,040	152,790	148,290	144,920	141,540
81～85	162,060	157,620	156,500	153,170	150,940	146,490	143,160	139,820
86～90	160,090	155,700	154,600	151,290	149,100	144,690	141,400	138,100
91～95	156,820	152,520	151,440	148,220	146,060	141,760	138,540	135,310
96～100	153,550	149,340	148,290	145,140	143,030	138,830	135,670	132,520
101～105	151,840	147,680	146,640	143,520	141,430	137,270	134,150	131,030
106～110	150,130	146,010	144,980	141,900	139,840	135,720	132,620	129,540
111～115	148,440	144,360	143,340	140,290	138,250	134,180	131,120	128,060
116～120	146,750	142,720	141,710	138,690	136,670	132,640	129,610	126,580
121～125	145,220	141,230	140,230	137,240	135,240	131,250	128,250	125,250
126～130	143,700	139,750	138,760	135,790	133,810	129,860	126,890	123,920
131～135	143,310	139,370	138,380	135,420	133,450	129,500	126,530	123,570
136～140	142,940	138,990	138,010	135,050	133,070	129,130	126,170	123,220
141～145	141,500	137,600	136,620	133,690	131,730	127,830	124,900	121,970
146～150	140,070	136,200	135,230	132,330	130,400	126,530	123,620	120,720
151人以上	139,540	135,690	134,720	131,830	129,900	126,050	123,150	120,260

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	338,290	329,200	326,930	320,120	315,580	306,490	299,680	292,870
21～25人	305,680	297,430	295,370	289,190	285,070	276,830	270,650	264,470
26～30	273,070	265,670	263,820	258,270	254,570	247,170	241,620	236,070
31～35	253,710	246,820	245,100	239,930	236,480	229,590	224,430	219,260
36～40	234,360	227,980	226,380	221,590	218,400	212,020	207,240	202,460

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,760	309,330	307,230	300,900	296,690	288,260	281,940	275,620
21～25人	297,090	289,160	287,170	281,220	277,250	269,310	263,360	257,410
26～30	276,430	268,980	267,120	261,530	257,810	250,360	244,780	239,190
31～35	256,700	249,770	248,040	242,840	239,380	232,450	227,250	222,050
36～40	236,980	230,570	228,960	224,150	220,950	214,530	209,720	204,910
41～45	229,750	223,460	221,890	217,180	214,040	207,760	203,050	198,330
46～50	200,960	195,460	194,090	189,960	187,220	181,720	177,600	173,470
51～55	195,880	190,520	189,180	185,150	182,470	177,100	173,090	169,060
56～60	190,810	185,570	184,270	180,340	177,730	172,500	168,580	164,660
61～65	187,300	182,160	180,880	177,020	174,450	169,320	165,460	161,610
66～70	183,790	178,740	177,480	173,700	171,180	166,130	162,340	158,560
71～75	179,470	174,540	173,310	169,610	167,140	162,220	158,520	154,820
76～80	175,150	170,330	169,130	165,520	163,110	158,300	154,690	151,080
81～85	172,940	168,180	166,990	163,420	161,040	156,290	152,720	149,150
86～90	170,730	166,030	164,860	161,330	158,980	154,280	150,750	147,220
91～95	167,270	162,670	161,520	158,070	155,770	151,180	147,720	144,270
96～100	163,810	159,310	158,190	154,820	152,570	148,070	144,700	141,330
101～105	161,940	157,500	156,380	153,040	150,820	146,370	143,030	139,700
106～110	160,080	155,680	154,580	151,280	149,080	144,680	141,380	138,070
111～115	158,980	154,600	153,510	150,220	148,040	143,660	140,380	137,100
116～120	157,870	153,520	152,430	149,170	147,000	142,650	139,380	136,120
121～125	156,180	151,880	150,800	147,570	145,410	141,110	137,880	134,650
126～130	154,490	150,230	149,160	145,970	143,840	139,570	136,380	133,180
131～135	153,960	149,710	148,640	145,450	143,330	139,080	135,890	132,700
136～140	153,430	149,190	148,130	144,950	142,830	138,590	135,400	132,220
141～145	151,870	147,680	146,620	143,470	141,370	137,170	134,020	130,870
146～150	150,320	146,160	145,120	142,000	139,920	135,760	132,640	129,510
151人以上	150,080	145,920	144,880	141,760	139,680	135,530	132,420	129,290

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	338,290	329,200	326,930	320,120	315,580	306,490	299,680	292,870
21～25人	314,200	305,710	303,590	297,230	292,990	284,510	278,140	271,780
26～30	290,110	282,220	280,250	274,340	270,400	262,520	256,600	250,690
31～35	268,910	261,580	259,750	254,260	250,600	243,290	237,790	232,300
36～40	247,700	240,950	239,250	234,190	230,810	224,050	218,980	213,910

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	343,510	334,350	332,060	325,190	320,610	311,450	304,580	297,710
21～25人	318,550	310,000	307,870	301,460	297,180	288,640	282,220	275,810
26～30	293,590	285,660	283,670	277,720	273,750	265,820	259,870	253,920
31～35	273,710	266,300	264,450	258,880	255,170	247,760	242,200	236,640
36～40	253,840	246,950	245,220	240,050	236,600	229,710	224,540	219,360
41～45	248,430	241,620	239,920	234,810	231,400	224,590	219,480	214,370
46～50	221,480	215,400	213,880	209,320	206,280	200,200	195,640	191,080
51～55	215,500	209,570	208,090	203,650	200,690	194,770	190,330	185,890
56～60	209,510	203,750	202,310	197,980	195,100	189,340	185,020	180,700
61～65	205,250	199,600	198,190	193,950	191,130	185,480	181,250	177,010
66～70	201,000	195,460	194,080	189,920	187,160	181,620	177,470	173,320
71～75	196,030	190,630	189,280	185,230	182,530	177,130	173,080	169,030
76～80	191,060	185,790	184,480	180,530	177,890	172,630	168,680	164,730
81～85	189,230	184,010	182,700	178,780	176,170	170,960	167,040	163,130
86～90	187,390	182,220	180,930	177,050	174,460	169,280	165,400	161,520
91～95	183,310	178,250	176,990	173,200	170,670	165,620	161,830	158,030
96～100	179,220	174,290	173,050	169,350	166,890	161,950	158,250	154,550
101～105	178,010	173,110	171,880	168,200	165,750	160,840	157,160	153,480
106～110	176,810	171,930	170,710	167,050	164,610	159,740	156,080	152,420
111～115	174,840	170,010	168,810	165,180	162,770	157,950	154,330	150,710
116～120	172,870	168,090	166,900	163,320	160,930	156,160	152,570	149,000
121～125	171,790	167,040	165,850	162,290	159,920	155,170	151,610	148,050
126～130	170,710	165,990	164,810	161,270	158,910	154,180	150,640	147,100
131～135	170,100	165,390	164,220	160,690	158,330	153,620	150,080	146,550
136～140	169,500	164,800	163,630	160,110	157,750	153,060	149,540	146,010
141～145	168,470	163,790	162,630	159,120	156,790	152,110	148,610	145,100
146～150	167,440	162,790	161,630	158,140	155,820	151,170	147,680	144,200
151人以上	166,320	161,710	160,550	157,080	154,780	150,160	146,700	143,230

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	364,040	354,220	351,770	344,400	339,500	329,680	322,320	314,960
21～25人	335,660	326,560	324,290	317,470	312,920	303,830	297,010	290,190
26～30	307,270	298,900	296,810	290,530	286,350	277,980	271,700	265,420
31～35	285,920	278,110	276,160	270,300	266,400	258,600	252,740	246,900
36～40	264,560	257,320	255,510	250,090	246,460	239,230	233,800	228,370

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	301,310	293,720	291,820	286,130	282,330	274,740	269,040	263,350
31～35人	285,010	277,780	275,970	270,540	266,920	259,680	254,250	248,830
36～40	268,720	261,840	260,120	254,960	251,510	244,630	239,470	234,310
41～45	266,970	260,010	258,270	253,050	249,570	242,610	237,390	232,170
46～50	254,500	247,800	246,130	241,110	237,770	231,080	226,060	221,040
51～55	247,550	241,020	239,390	234,500	231,230	224,700	219,800	214,910
56～60	240,610	234,250	232,650	227,880	224,700	218,330	213,550	208,780
61～65	234,830	228,600	227,040	222,370	219,250	213,020	208,340	203,660
66～70	229,060	222,960	221,430	216,860	213,800	207,700	203,120	198,540
71～75	223,810	217,820	216,330	211,840	208,850	202,860	198,370	193,890
76～80	218,550	212,690	211,220	206,820	203,890	198,020	193,620	189,230
81～85	215,740	209,930	208,470	204,110	201,210	195,390	191,030	186,670
86～90	212,930	207,170	205,730	201,410	198,520	192,760	188,440	184,110
91～95	208,740	203,070	201,640	197,380	194,550	188,870	184,610	180,350
96～100	204,550	198,960	197,560	193,370	190,570	184,980	180,790	176,590
101～105	203,830	198,260	196,860	192,680	189,900	184,320	180,140	175,960
106～110	203,110	197,550	196,170	192,000	189,220	183,660	179,500	175,330
111～115	200,420	194,930	193,560	189,440	186,710	181,220	177,100	172,980
116～120	197,730	192,310	190,960	186,890	184,180	178,760	174,700	170,640
121～125	197,350	191,940	190,580	186,520	183,810	178,400	174,330	170,270
126～130	196,980	191,560	190,210	186,150	183,440	178,030	173,970	169,910
131～135	195,540	190,160	188,810	184,780	182,090	176,710	172,670	168,640
136～140	194,100	188,760	187,420	183,410	180,740	175,390	171,380	167,370
141～145	193,600	188,260	186,920	182,910	180,240	174,890	170,880	166,880
146～150	193,100	187,760	186,420	182,420	179,750	174,400	170,390	166,390
151人以上	191,300	186,010	184,680	180,720	178,070	172,770	168,810	164,830

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	320,090	311,960	309,920	303,820	299,750	291,620	285,520	279,410
31～35人	301,790	294,070	292,140	286,350	282,480	274,760	268,960	263,170
36～40	283,490	276,180	274,350	268,870	265,220	257,900	252,420	246,940
41～45	280,070	272,730	270,900	265,390	261,730	254,390	248,880	243,380
46～50	265,930	258,910	257,150	251,880	248,370	241,350	236,080	230,810
51～55	261,010	254,100	252,370	247,180	243,720	236,800	231,610	226,420
56～60	256,100	249,280	247,580	242,470	239,060	232,250	227,140	222,030
61～65	250,630	243,940	242,260	237,240	233,890	227,200	222,190	217,160
66～70	245,160	238,590	236,940	232,020	228,730	222,160	217,230	212,300
71～75	241,510	235,010	233,390	228,510	225,270	218,770	213,890	209,020
76～80	237,860	231,440	229,830	225,020	221,800	215,370	210,550	205,740
81～85	235,400	229,020	227,410	222,630	219,440	213,050	208,260	203,480
86～90	232,930	226,590	225,000	220,250	217,070	210,730	205,970	201,210
91～95	230,140	223,840	222,260	217,540	214,390	208,100	203,370	198,640
96～100	227,340	221,090	219,530	214,840	211,710	205,460	200,770	196,080
101～105	225,150	218,960	217,410	212,770	209,670	203,480	198,830	194,190
106～110	222,960	216,830	215,300	210,700	207,630	201,500	196,900	192,300
111～115	220,600	214,520	213,000	208,450	205,410	199,340	194,790	190,230
116～120	218,230	212,220	210,710	206,200	203,190	197,180	192,670	188,160
121～125	217,350	211,350	209,860	205,360	202,360	196,360	191,870	187,370
126～130	216,480	210,500	209,000	204,510	201,520	195,550	191,060	186,580
131～135	215,250	209,300	207,810	203,340	200,370	194,420	189,950	185,480
136～140	214,020	208,090	206,610	202,170	199,210	193,280	188,840	184,400
141～145	213,030	207,120	205,650	201,210	198,260	192,350	187,920	183,490
146～150	212,050	206,160	204,680	200,270	197,320	191,430	187,010	182,590
151人以上	210,690	204,840	203,370	198,980	196,050	190,190	185,800	181,410

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	339,150	330,460	328,290	321,770	317,430	308,740	302,220	295,710
31～35人	324,950	316,550	314,460	308,160	303,960	295,570	289,270	282,970
36～40	310,760	302,650	300,630	294,550	290,500	282,400	276,320	270,240
41～45	310,770	302,540	300,490	294,310	290,200	281,970	275,790	269,630
46～50	300,070	292,060	290,050	284,040	280,040	272,020	266,010	260,000
51～55	293,450	285,590	283,630	277,730	273,800	265,940	260,050	254,150
56～60	286,830	279,120	277,200	271,420	267,560	259,860	254,080	248,300
61～65	279,930	272,390	270,500	264,840	261,070	253,530	247,870	242,210
66～70	273,030	265,640	263,800	258,260	254,570	247,200	241,660	236,130
71～75	269,280	261,980	260,150	254,680	251,020	243,720	238,240	232,760
76～80	265,540	258,310	256,500	251,090	247,470	240,250	234,820	229,410
81～85	261,810	254,660	252,870	247,510	243,930	236,790	231,420	226,060
86～90	258,080	251,000	249,240	243,930	240,390	233,320	228,020	222,720
91～95	254,110	247,110	245,360	240,120	236,620	229,630	224,380	219,130
96～100	250,130	243,220	241,490	236,300	232,840	225,930	220,740	215,560
101～105	249,570	242,670	240,940	235,760	232,320	225,420	220,240	215,060
106～110	249,010	242,120	240,400	235,230	231,790	224,900	219,730	214,570
111～115	246,460	239,640	237,930	232,810	229,400	222,580	217,460	212,340
116～120	243,910	237,150	235,460	230,400	227,010	220,260	215,190	210,120
121～125	242,930	236,190	234,500	229,450	226,080	219,340	214,280	209,230
126～130	241,940	235,220	233,540	228,500	225,140	218,420	213,380	208,350
131～135	241,320	234,620	232,940	227,910	224,560	217,850	212,810	207,780
136～140	240,720	234,020	232,340	227,320	223,970	217,270	212,250	207,230
141～145	239,670	232,990	231,310	226,310	222,960	216,280	211,280	206,260
146～150	238,620	231,960	230,290	225,300	221,960	215,300	210,300	205,310
151人以上	236,990	230,370	228,720	223,750	220,440	213,820	208,850	203,890

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	885,300	861,610	855,680	837,910	826,060	802,360	784,590	766,820
11～15人	693,930	675,190	670,500	656,440	647,070	628,320	614,260	600,200
16～20	588,210	572,000	567,950	555,790	547,680	531,470	519,310	507,150
21～25	534,780	519,980	516,280	505,180	497,780	482,980	471,880	460,780
26～30	511,580	497,380	493,830	483,170	476,070	461,870	451,220	440,560
31～35	499,170	485,280	481,810	471,400	464,450	450,570	440,150	429,740
36～40	486,760	473,190	469,800	459,620	452,840	439,270	429,100	418,920
41～45	474,080	460,840	457,530	447,610	440,980	427,750	417,820	407,900
46～50	461,410	448,500	445,270	435,590	429,140	416,230	406,550	396,870
51～55	455,730	442,970	439,780	430,220	423,840	411,080	401,510	391,950
56～60	450,060	437,450	434,300	424,850	418,540	405,930	396,480	387,020
61～65	446,260	433,750	430,630	421,240	414,990	402,480	393,100	383,710
66～70	442,470	430,060	426,960	417,650	411,440	399,030	389,720	380,410
71～75	437,930	425,640	422,570	413,340	407,200	394,910	385,690	376,470
76～80	433,390	421,220	418,170	409,050	402,960	390,790	381,660	372,530
81～85	430,060	417,970	414,950	405,890	399,840	387,760	378,690	369,630
86～90	426,720	414,720	411,730	402,730	396,730	384,730	375,730	366,730
91人以上	422,030	410,160	407,190	398,280	392,350	380,480	371,570	362,660

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	885,300	861,610	855,680	837,910	826,060	802,360	784,590	766,820
11～15人	728,270	708,550	703,620	688,820	678,960	659,240	644,450	629,660
16～20	613,780	596,840	592,600	579,900	571,430	554,490	541,790	529,090
21～25	555,380	539,990	536,150	524,610	516,920	501,530	490,000	478,460
26～30	528,750	514,060	510,380	499,360	492,020	477,330	466,310	455,290
31～35	520,000	505,520	501,900	491,040	483,800	469,330	458,470	447,610
36～40	511,260	496,990	493,420	482,720	475,600	461,330	450,630	439,940
41～45	501,710	487,680	484,180	473,660	466,650	452,630	442,110	431,600
46～50	492,160	478,380	474,940	464,600	457,710	443,930	433,600	423,260
51～55	484,950	471,360	467,970	457,770	450,980	437,400	427,200	417,020
56～60	477,740	464,340	461,000	450,950	444,260	430,860	420,820	410,770
61～65	472,650	459,390	456,080	446,130	439,500	426,250	416,300	406,360
66～70	467,560	454,440	451,160	441,310	434,750	421,630	411,780	401,940
71～75	462,960	449,950	446,700	436,950	430,450	417,440	407,690	397,940
76～80	458,340	445,460	442,240	432,580	426,140	413,260	403,600	393,930
81～85	454,610	441,820	438,630	429,040	422,640	409,870	400,270	390,690
86～90	450,870	438,190	435,010	425,500	419,160	406,470	396,960	387,440
91人以上	444,370	431,860	428,730	419,350	413,100	400,590	391,210	381,830

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	936,810	911,650	905,360	886,480	873,900	848,740	829,870	811,000
11～15人	762,360	741,670	736,490	720,980	710,630	689,940	674,430	658,910
16～20	639,530	621,860	617,440	604,190	595,350	577,680	564,430	551,180
21～25	575,830	559,870	555,870	543,900	535,920	519,960	507,980	496,010
26～30	562,840	547,180	543,260	531,520	523,690	508,030	496,290	484,540
31～35	550,410	535,070	531,230	519,730	512,050	496,720	485,210	473,710
36～40	537,990	522,970	519,210	507,940	500,430	485,410	474,140	462,870
41～45	525,300	510,610	506,930	495,920	488,570	473,880	462,860	451,840
46～50	512,620	498,260	494,660	483,890	476,710	462,350	451,580	440,810
51～55	506,950	492,740	489,190	478,530	471,420	457,210	446,560	435,890
56～60	501,290	487,230	483,720	473,170	466,130	452,070	441,530	430,980
61～65	497,500	483,540	480,040	469,570	462,590	448,620	438,150	427,680
66～70	493,710	479,840	476,380	465,970	459,040	445,180	434,770	424,370
71～75	490,240	476,470	473,020	462,690	455,800	442,020	431,690	421,360
76～80	486,780	473,090	469,670	459,400	452,550	438,870	428,600	418,340
81～85	482,380	468,810	465,420	455,240	448,450	434,880	424,700	414,530
86～90	477,990	464,540	461,170	451,080	444,350	430,900	420,800	410,720
91人以上	473,300	459,970	456,640	446,640	439,980	426,650	416,650	406,660

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	619,370	603,130	599,070	586,890	578,770	562,530	550,360	538,180
11～15人	450,960	439,100	436,140	427,250	421,320	409,460	400,570	391,670
16～20	404,870	393,850	391,090	382,820	377,310	366,280	358,010	349,740
21～25	366,690	356,630	354,120	346,580	341,550	331,500	323,960	316,420
26～30	337,150	327,870	325,540	318,580	313,940	304,650	297,680	290,720
31～35	321,040	312,170	309,960	303,310	298,880	290,020	283,370	276,720
36～40	304,920	296,480	294,370	288,040	283,820	275,390	269,060	262,730
41～45	288,800	280,790	278,780	272,770	268,770	260,750	254,740	248,730
46～50	272,680	265,090	263,190	257,500	253,710	246,120	240,430	234,740
51～55	268,260	260,790	258,920	253,310	249,580	242,110	236,500	230,900
56～60	263,840	256,480	254,640	249,120	245,450	238,090	232,570	227,060
61～65	259,410	252,170	250,360	244,940	241,320	234,080	228,650	223,220
66～70	254,990	247,870	246,090	240,740	237,180	230,060	224,720	219,370
71～75	250,570	243,560	241,810	236,560	233,050	226,050	220,790	215,530
76～80	246,150	239,260	237,530	232,370	228,920	222,030	216,860	211,690
81～85	241,730	234,950	233,260	228,180	224,790	218,010	212,930	207,850
86～90	237,300	230,640	228,980	223,990	220,660	214,000	209,000	204,010
91人以上	232,880	226,340	224,700	219,800	216,530	209,980	205,080	200,170

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	619,370	603,130	599,070	586,890	578,770	562,530	550,360	538,180
11～15人	486,850	473,970	470,750	461,080	454,640	441,750	432,090	422,430
16～20	431,770	419,970	417,020	408,170	402,270	390,480	381,630	372,780
21～25	388,200	377,530	374,870	366,860	361,530	350,860	342,860	334,850
26～30	355,080	345,280	342,830	335,480	330,580	320,780	313,430	306,080
31～35	342,550	333,080	330,710	323,600	318,860	309,380	302,270	295,160
36～40	330,030	320,870	318,580	311,720	307,140	297,980	291,110	284,250
41～45	317,500	308,660	306,460	299,830	295,410	286,580	279,950	273,330
46～50	304,970	296,460	294,330	287,950	283,690	275,180	268,790	262,410
51～55	300,010	291,630	289,540	283,250	279,060	270,680	264,390	258,110
56～60	295,060	286,810	284,740	278,560	274,430	266,180	259,990	253,810
61～65	290,100	281,980	279,950	273,860	269,800	261,680	255,600	249,510
66～70	285,140	277,150	275,160	269,170	265,170	257,190	251,200	245,210
71～75	280,180	272,330	270,360	264,470	260,550	252,690	246,800	240,910
76～80	275,220	267,500	265,570	259,780	255,920	248,190	242,400	236,610
81～85	270,270	262,670	260,780	255,080	251,290	243,700	238,000	232,310
86～90	265,310	257,850	255,980	250,390	246,660	239,200	233,600	228,010
91人以上	260,350	253,020	251,190	245,690	242,030	234,700	229,200	223,710

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	456,560	443,960	440,810	434,680	431,250	418,640	409,190	399,740
21～25	416,910	405,300	402,400	396,460	393,050	381,440	372,730	364,030
26～30	377,250	366,640	363,980	358,240	354,850	344,240	336,280	328,320
31～35	358,740	348,620	346,090	340,480	337,120	327,000	319,410	311,820
36～40	340,240	330,610	328,200	322,720	319,400	309,780	302,550	295,330
41～45	328,800	319,460	317,130	311,660	308,310	298,970	291,970	284,960
46人以上	317,370	308,320	306,060	300,600	297,220	288,170	281,380	274,600

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	483,120	469,750	466,410	459,710	455,900	442,540	432,510	422,490
21～25人	439,600	427,340	424,270	417,850	414,110	401,850	392,650	383,460
26～30	396,080	384,920	382,130	375,980	372,320	361,160	352,790	344,420
31～35	375,530	364,930	362,280	356,300	352,700	342,090	334,140	326,180
36～40	354,990	344,940	342,420	336,610	333,080	323,030	315,490	307,940
41～45	341,830	332,110	329,690	323,930	320,390	310,680	303,390	296,100
46人以上	328,670	319,290	316,950	311,240	307,700	298,330	291,290	284,260

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	508,730	494,640	491,120	483,870	479,690	465,600	455,030	444,460
21～25人	461,820	448,930	445,700	438,790	434,740	421,840	412,170	402,500
26～30	414,910	403,210	400,280	393,720	389,780	378,080	369,310	360,530
31～35	398,490	387,220	384,400	377,920	373,990	362,730	354,270	345,820
36～40	382,070	371,230	368,520	362,130	358,200	347,370	339,240	331,110
41～45	372,370	361,770	359,120	352,710	348,730	338,130	330,180	322,230
46人以上	362,680	352,320	349,730	343,290	339,260	328,890	321,120	313,350

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,073,560	9,751,420	9,670,890	9,429,290	9,268,220	8,946,090	8,704,480	8,462,880
6～10人	15,471,360	14,973,690	14,849,270	14,476,010	14,227,170	13,729,500	13,356,230	12,982,980
11～15	20,869,170	20,195,950	20,027,640	19,522,730	19,186,120	18,512,900	18,007,990	17,503,070
16～20	26,266,980	25,418,210	25,206,020	24,569,450	24,145,070	23,296,310	22,659,740	22,023,170
21～25	31,664,790	30,640,480	30,384,400	29,616,180	29,104,020	28,079,720	27,311,490	26,543,260
26～30	42,460,400	41,085,010	40,741,160	39,709,620	39,021,930	37,646,540	36,614,990	35,583,450
31～35	47,858,210	46,307,270	45,919,530	44,756,340	43,980,880	42,429,950	41,266,740	40,103,550
36～40	53,256,010	51,529,530	51,097,910	49,803,060	48,939,830	47,213,360	45,918,490	44,623,640
41～45	58,653,820	56,751,800	56,276,290	54,849,790	53,898,780	51,996,770	50,570,240	49,143,740
46～50	64,051,630	61,974,060	61,454,670	59,896,510	58,857,730	56,780,180	55,221,990	53,663,830
51～55	69,449,430	67,196,330	66,633,050	64,943,230	63,816,680	61,563,590	59,873,740	58,183,930
56～60	74,847,240	72,418,590	71,811,420	69,989,950	68,775,630	66,346,990	64,525,500	62,704,020
61～65	80,245,050	77,640,850	76,989,800	75,036,670	73,734,580	71,130,400	69,177,250	67,224,120
66～70	85,642,860	82,863,120	82,168,180	80,083,400	78,693,530	75,913,810	73,829,000	71,744,210

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,073,560	9,751,420	9,670,890	9,429,290	9,268,220	8,946,090	8,704,480	8,462,880
6～10人	15,471,360	14,973,690	14,849,270	14,476,010	14,227,170	13,729,500	13,356,230	12,982,980
11～15	26,266,980	25,418,210	25,206,020	24,569,450	24,145,070	23,296,310	22,659,740	22,023,170
16～20	31,664,790	30,640,480	30,384,400	29,616,180	29,104,020	28,079,720	27,311,490	26,543,260
21～25	37,062,590	35,862,740	35,562,780	34,662,900	34,062,980	32,863,130	31,963,240	31,063,360
26～30	42,460,400	41,085,010	40,741,160	39,709,620	39,021,930	37,646,540	36,614,990	35,583,450
31～35	47,858,210	46,307,270	45,919,530	44,756,340	43,980,880	42,429,950	41,266,740	40,103,550
36～40	58,653,820	56,751,800	56,276,290	54,849,790	53,898,780	51,996,770	50,570,240	49,143,740
41～45	64,051,630	61,974,060	61,454,670	59,896,510	58,857,730	56,780,180	55,221,990	53,663,830
46～50	69,449,430	67,196,330	66,633,050	64,943,230	63,816,680	61,563,590	59,873,740	58,183,930
51～55	74,847,240	72,418,590	71,811,420	69,989,950	68,775,630	66,346,990	64,525,500	62,704,020
56～60	80,245,050	77,640,850	76,989,800	75,036,670	73,734,580	71,130,400	69,177,250	67,224,120
61～65	85,642,860	82,863,120	82,168,180	80,083,400	78,693,530	75,913,810	73,829,000	71,744,210
66～70	96,438,470	93,307,650	92,524,940	90,176,840	88,611,440	85,480,630	83,132,500	80,784,400

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,073,560	9,751,420	9,670,890	9,429,290	9,268,220	8,946,090	8,704,480	8,462,880
6～10人	20,869,170	20,195,950	20,027,640	19,522,730	19,186,120	18,512,900	18,007,990	17,503,070
11～15	26,266,980	25,418,210	25,206,020	24,569,450	24,145,070	23,296,310	22,659,740	22,023,170
16～20	31,664,790	30,640,480	30,384,400	29,616,180	29,104,020	28,079,720	27,311,490	26,543,260
21～25	42,460,400	41,085,010	40,741,160	39,709,620	39,021,930	37,646,540	36,614,990	35,583,450
26～30	47,858,210	46,307,270	45,919,530	44,756,340	43,980,880	42,429,950	41,266,740	40,103,550
31～35	53,256,010	51,529,530	51,097,910	49,803,060	48,939,830	47,213,360	45,918,490	44,623,640
36～40	64,051,630	61,974,060	61,454,670	59,896,510	58,857,730	56,780,180	55,221,990	53,663,830
41～45	69,449,430	67,196,330	66,633,050	64,943,230	63,816,680	61,563,590	59,873,740	58,183,930
46～50	74,847,240	72,418,590	71,811,420	69,989,950	68,775,630	66,346,990	64,525,500	62,704,020
51～55	80,245,050	77,640,850	76,989,800	75,036,670	73,734,580	71,130,400	69,177,250	67,224,120
56～60	91,040,660	88,085,380	87,346,560	85,130,120	83,652,490	80,697,220	78,480,750	76,264,310
61～65	96,438,470	93,307,650	92,524,940	90,176,840	88,611,440	85,480,630	83,132,500	80,784,400
66～70	101,836,280	98,529,910	97,703,310	95,223,560	93,570,390	90,264,040	87,784,250	85,304,500

※1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 1.6:1	245,060	238,010	236,250	230,970	227,450	220,410	215,120	209,840
└ ※ ₂ 1.5:1	269,560	261,820	259,880	254,070	250,190	242,450	236,640	230,830
┌ 1.4:1	299,520	290,910	288,750	282,300	277,990	269,390	262,930	256,470
└ 1.3:1	317,130	308,020	305,740	298,900	294,350	285,230	278,400	271,560
(5:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	234,400	227,670	225,980	220,930	217,560	210,820	205,770	200,720
└ ※ ₂ 1.5:1	256,730	249,350	247,500	241,970	238,280	230,900	225,370	219,830
┌ 1.4:1	283,750	275,600	273,560	267,440	263,360	255,210	249,090	242,970
└ 1.3:1	317,130	308,020	305,740	298,900	294,350	285,230	278,400	271,560
(4.5:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	224,640	218,180	216,560	211,720	208,490	202,040	197,200	192,350
└ ※ ₂ 1.5:1	245,060	238,010	236,250	230,970	227,450	220,410	215,120	209,840
┌ 1.4:1	269,560	261,820	259,880	254,070	250,190	242,450	236,640	230,830
└ 1.3:1	299,520	290,910	288,750	282,300	277,990	269,390	262,930	256,470
(4:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	207,360	201,400	199,910	195,440	192,460	186,500	182,030	177,560
└ ※ ₂ 1.5:1	224,640	218,180	216,560	211,720	208,490	202,040	197,200	192,350
┌ 1.4:1	256,730	249,350	247,500	241,970	238,280	230,900	225,370	219,830
└ 1.3:1	283,750	275,600	273,560	267,440	263,360	255,210	249,090	242,970

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
※ ₂ 1.6:1	229,040	222,560	220,930	216,070	212,830	206,340	201,480	196,620
1.5:1	251,940	244,810	243,030	237,680	234,110	226,980	221,630	216,280
1.4:1	279,940	272,010	270,030	264,090	260,120	252,200	246,250	240,310
1.3:1	296,410	288,010	285,920	279,620	275,430	267,030	260,740	254,450
(5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	219,080	212,880	211,330	206,680	203,570	197,370	192,720	188,070
1.5:1	239,950	233,150	231,460	226,360	222,960	216,170	211,070	205,980
1.4:1	265,210	257,700	255,820	250,190	246,430	238,920	233,290	227,660
1.3:1	296,410	288,010	285,920	279,620	275,430	267,030	260,740	254,450
(4.5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	209,950	204,010	202,520	198,060	195,090	189,150	184,690	180,230
1.5:1	229,040	222,560	220,930	216,070	212,830	206,340	201,480	196,620
1.4:1	251,940	244,810	243,030	237,680	234,110	226,980	221,630	216,280
1.3:1	279,940	272,010	270,030	264,090	260,120	252,200	246,250	240,310
(4:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	193,800	188,320	186,940	182,830	180,080	174,600	170,480	166,370
1.5:1	209,950	204,010	202,520	198,060	195,090	189,150	184,690	180,230
1.4:1	239,950	233,150	231,460	226,360	222,960	216,170	211,070	205,980
1.3:1	265,210	257,700	255,820	250,190	246,430	238,920	233,290	227,660

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	162,540	157,940	156,790	153,340	151,040	146,440	142,980	139,530
(5:1)*	152,690	148,370	147,290	144,050	141,880	137,560	134,320	131,080
(4.5:1)*	139,970	136,000	135,010	132,040	130,060	126,100	123,120	120,150
(4:1)*	125,970	122,400	121,510	118,840	117,050	113,490	110,810	108,140

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	34,510	33,530	33,290	32,550	32,070	31,090	30,360	29,620
* ₂ 3.5:1	52,480	51,000	50,630	49,510	48,770	47,280	46,170	45,050
3:1	76,340	74,180	73,640	72,020	70,940	68,780	67,160	65,540
(5:1)* ₁								
4:1	25,190	24,480	24,300	23,760	23,410	22,690	22,160	21,620
* ₂ 3.5:1	43,440	42,210	41,900	40,980	40,360	39,130	38,210	37,290
3:1	67,180	65,280	64,800	63,380	62,430	60,520	59,100	57,670
(4.5:1)* ₁								
4:1	13,990	13,600	13,500	13,200	13,000	12,610	12,310	12,010
* ₂ 3.5:1	32,090	31,180	30,960	30,270	29,820	28,910	28,230	27,550
3:1	55,980	54,400	54,000	52,810	52,020	50,440	49,250	48,060
(4:1)* ₁								
* ₂ 3.5:1	17,990	17,480	17,350	16,970	16,720	16,210	15,830	15,440
3:1	41,990	40,800	40,500	39,610	39,010	37,830	36,930	36,040

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,470	26,700	26,500	25,920	25,540	24,760	24,180	23,600
21～25人	21,980	21,360	21,200	20,740	20,430	19,810	19,340	18,880
26～30	18,310	17,800	17,670	17,280	17,020	16,510	16,120	15,730
31～35	15,700	15,250	15,140	14,810	14,590	14,150	13,820	13,480
36～40	13,730	13,350	13,250	12,960	12,770	12,380	12,090	11,800
41～45	12,210	11,860	11,780	11,520	11,350	11,000	10,740	10,490
46～50	10,990	10,680	10,600	10,370	10,210	9,900	9,670	9,440
51～55	9,990	9,710	9,640	9,420	9,280	9,000	8,790	8,580
56～60	9,150	8,900	8,830	8,640	8,510	8,250	8,060	7,860
61～65	8,450	8,210	8,150	7,970	7,850	7,620	7,440	7,260
66～70	7,850	7,620	7,570	7,400	7,290	7,070	6,910	6,740
71～75	7,320	7,120	7,060	6,910	6,810	6,600	6,440	6,290
76～80	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,190	6,040	5,900
81～85	6,460	6,280	6,230	6,100	6,010	5,820	5,690	5,550
86～90	6,100	5,930	5,890	5,760	5,670	5,500	5,370	5,240
91～95	5,780	5,620	5,580	5,450	5,370	5,210	5,090	4,960
96～100	5,490	5,340	5,300	5,180	5,100	4,950	4,830	4,720
101～105	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,710	4,600	4,490
106～110	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,290
111～115	4,770	4,640	4,610	4,500	4,440	4,300	4,200	4,100
116～120	4,580	4,450	4,410	4,320	4,250	4,120	4,030	3,930
121～125	4,390	4,270	4,240	4,140	4,080	3,960	3,860	3,770
126～130	4,220	4,100	4,070	3,980	3,920	3,810	3,720	3,630
131～135	4,070	3,950	3,920	3,840	3,780	3,660	3,580	3,490
136～140	3,920	3,810	3,780	3,700	3,640	3,530	3,450	3,370
141～145	3,790	3,680	3,650	3,570	3,520	3,410	3,330	3,250
146～150	3,660	3,560	3,530	3,450	3,400	3,300	3,220	3,140
151人以上	3,540	3,440	3,420	3,340	3,290	3,190	3,120	3,040

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,950	53,400	53,010	51,850	51,080	49,530	48,360	47,200
11～15人	36,630	35,600	35,340	34,570	34,050	33,020	32,240	31,470
16～20	27,470	26,700	26,500	25,920	25,540	24,760	24,180	23,600
21～25	21,980	21,360	21,200	20,740	20,430	19,810	19,340	18,880
26～30	18,310	17,800	17,670	17,280	17,020	16,510	16,120	15,730
31～35	15,700	15,250	15,140	14,810	14,590	14,150	13,820	13,480
36～40	13,730	13,350	13,250	12,960	12,770	12,380	12,090	11,800
41～45	12,210	11,860	11,780	11,520	11,350	11,000	10,740	10,490
46～50	10,990	10,680	10,600	10,370	10,210	9,900	9,670	9,440
51～55	9,990	9,710	9,640	9,420	9,280	9,000	8,790	8,580
56～60	9,150	8,900	8,830	8,640	8,510	8,250	8,060	7,860
61～65	8,450	8,210	8,150	7,970	7,850	7,620	7,440	7,260
66～70	7,850	7,620	7,570	7,400	7,290	7,070	6,910	6,740
71～75	7,320	7,120	7,060	6,910	6,810	6,600	6,440	6,290
76～80	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,190	6,040	5,900
81～85	6,460	6,280	6,230	6,100	6,010	5,820	5,690	5,550
86～90	6,100	5,930	5,890	5,760	5,670	5,500	5,370	5,240
91人以上	5,780	5,620	5,580	5,450	5,370	5,210	5,090	4,960

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～25人	21,660	21,040	20,890	20,420	20,110	19,490	19,030	18,560
26～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91～95	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880
96～100	5,410	5,260	5,220	5,100	5,020	4,870	4,750	4,640
101～105	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,530	4,420
106～110	4,920	4,780	4,740	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
111～115	4,710	4,570	4,540	4,440	4,370	4,230	4,130	4,030
116～120	4,510	4,380	4,350	4,250	4,190	4,060	3,960	3,860
121～125	4,330	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,660	3,570
131～135	4,010	3,890	3,860	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,730	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,600	3,520	3,460	3,360	3,280	3,200
146～150	3,610	3,500	3,480	3,400	3,350	3,240	3,170	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35人	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91～95	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880
96～100	5,410	5,260	5,220	5,100	5,020	4,870	4,750	4,640
101～105	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,530	4,420
106～110	4,920	4,780	4,740	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
111～115	4,710	4,570	4,540	4,440	4,370	4,230	4,130	4,030
116～120	4,510	4,380	4,350	4,250	4,190	4,060	3,960	3,860
121～125	4,330	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,660	3,570
131～135	4,010	3,890	3,860	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,730	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,600	3,520	3,460	3,360	3,280	3,200
146～150	3,610	3,500	3,480	3,400	3,350	3,240	3,170	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,160	52,610	52,220	51,060	50,290	48,740	47,570	46,410
11～15人	36,110	35,070	34,810	34,040	33,520	32,490	31,710	30,940
16～20	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～25	21,660	21,040	20,890	20,420	20,110	19,490	19,030	18,560
26～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91人以上	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～25	21,660	21,040	20,890	20,420	20,110	19,490	19,030	18,560
26～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46人以上	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,110	35,070	34,810	34,040	33,520	32,490	31,710	30,940
11～20世帯	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51世帯以上	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 60,180	円 58,460	円 58,030	円 56,740	円 55,870	円 54,150	円 52,860	円 51,570

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 36,110	円 35,070	円 34,810	円 34,040	円 33,520	円 32,490	円 31,710	円 30,940
11～20世帯	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51世帯以上	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730

(13) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,500	23,810	23,630	23,110	22,770	22,080	21,560	21,040
21～25人	19,600	19,040	18,910	18,490	18,210	17,660	17,250	16,830
26～30	16,330	15,870	15,750	15,410	15,180	14,720	14,370	14,030
31～35	14,000	13,600	13,500	13,210	13,010	12,610	12,320	12,020
36～40	12,250	11,900	11,810	11,560	11,380	11,040	10,780	10,520
41～45	10,880	10,580	10,500	10,270	10,120	9,810	9,580	9,350
46～50	9,800	9,520	9,450	9,240	9,110	8,830	8,620	8,410
51～55	8,900	8,650	8,590	8,400	8,280	8,030	7,840	7,650
56～60	8,160	7,930	7,870	7,700	7,590	7,360	7,180	7,010
61～65	7,530	7,320	7,270	7,110	7,000	6,790	6,630	6,470
66～70	7,000	6,800	6,750	6,600	6,500	6,300	6,160	6,010
71～75	6,530	6,340	6,300	6,160	6,070	5,880	5,750	5,610
76～80	6,120	5,950	5,900	5,780	5,690	5,520	5,390	5,260
81～85	5,760	5,600	5,560	5,440	5,350	5,190	5,070	4,950
86～90	5,440	5,290	5,250	5,130	5,060	4,900	4,790	4,670
91～95	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,540	4,430
96～100	4,900	4,760	4,720	4,620	4,550	4,410	4,310	4,200
101～105	4,660	4,530	4,500	4,400	4,330	4,200	4,100	4,000
106～110	4,450	4,320	4,290	4,200	4,140	4,010	3,920	3,820
111～115	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,840	3,750	3,660
116～120	4,080	3,960	3,940	3,850	3,790	3,680	3,590	3,500
121～125	3,920	3,810	3,780	3,690	3,640	3,530	3,450	3,360
126～130	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230
131～135	3,630	3,520	3,500	3,420	3,370	3,270	3,190	3,110
136～140	3,500	3,400	3,370	3,300	3,250	3,150	3,080	3,000
141～145	3,370	3,280	3,260	3,180	3,140	3,040	2,970	2,900
146～150	3,260	3,170	3,150	3,080	3,030	2,940	2,870	2,800
151人以上	3,160	3,070	3,050	2,980	2,930	2,840	2,780	2,710

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,260	16,760	16,640	16,270	16,020	15,530	15,160	14,790
31～35人	14,790	14,370	14,260	13,950	13,730	13,310	12,990	12,680
36～40	12,940	12,570	12,480	12,200	12,020	11,650	11,370	11,090
41～45	11,500	11,170	11,090	10,850	10,680	10,350	10,110	9,860
46～50	10,350	10,060	9,980	9,760	9,610	9,320	9,090	8,870
51～55	9,410	9,140	9,070	8,870	8,740	8,470	8,270	8,070
56～60	8,630	8,380	8,320	8,130	8,010	7,760	7,580	7,390
61～65	7,960	7,730	7,680	7,510	7,390	7,170	6,990	6,820
66～70	7,390	7,180	7,130	6,970	6,860	6,650	6,490	6,340
71～75	6,900	6,700	6,650	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
76～80	6,470	6,280	6,240	6,100	6,010	5,820	5,680	5,540
81～85	6,090	5,910	5,870	5,740	5,650	5,480	5,350	5,220
86～90	5,750	5,580	5,540	5,420	5,340	5,170	5,050	4,930
91～95	5,450	5,290	5,250	5,130	5,060	4,900	4,780	4,670
96～100	5,170	5,030	4,990	4,880	4,800	4,660	4,540	4,430
101～105	4,930	4,790	4,750	4,650	4,580	4,430	4,330	4,220
106～110	4,700	4,570	4,540	4,430	4,370	4,230	4,130	4,030
111～115	4,500	4,370	4,340	4,240	4,180	4,050	3,950	3,850
116～120	4,310	4,190	4,160	4,060	4,000	3,880	3,790	3,690
121～125	4,140	4,020	3,990	3,900	3,840	3,720	3,640	3,550
126～130	3,980	3,870	3,840	3,750	3,690	3,580	3,500	3,410
131～135	3,830	3,720	3,690	3,610	3,560	3,450	3,370	3,280
136～140	3,690	3,590	3,560	3,480	3,430	3,320	3,250	3,170
141～145	3,570	3,460	3,440	3,360	3,310	3,210	3,130	3,060
146～150	3,450	3,350	3,320	3,250	3,200	3,100	3,030	2,950
151人以上	3,340	3,240	3,220	3,150	3,100	3,000	2,930	2,860

(14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,210	23,430	23,240	22,660	22,270	21,490	20,910	20,330
21～25人	19,360	18,740	18,590	18,120	17,810	17,190	16,730	16,260
26～30	16,140	15,620	15,490	15,100	14,840	14,330	13,940	13,550
31～35	13,830	13,390	13,280	12,940	12,720	12,280	11,950	11,620
36～40	12,100	11,710	11,620	11,330	11,130	10,740	10,450	10,160
41～45	10,760	10,410	10,320	10,070	9,890	9,550	9,290	9,030
46～50	9,680	9,370	9,290	9,060	8,900	8,590	8,360	8,130
51～55	8,800	8,520	8,450	8,240	8,090	7,810	7,600	7,390
56～60	8,070	7,810	7,740	7,550	7,420	7,160	6,970	6,770
61～65	7,440	7,210	7,150	6,970	6,850	6,610	6,430	6,250
66～70	6,910	6,690	6,640	6,470	6,360	6,140	5,970	5,810
71～75	6,450	6,240	6,190	6,040	5,930	5,730	5,570	5,420
76～80	6,050	5,850	5,810	5,660	5,560	5,370	5,220	5,080
81～85	5,690	5,510	5,460	5,330	5,240	5,050	4,920	4,780
86～90	5,380	5,200	5,160	5,030	4,940	4,770	4,640	4,510
91～95	5,090	4,930	4,890	4,770	4,680	4,520	4,400	4,280
96～100	4,840	4,680	4,640	4,530	4,450	4,300	4,180	4,060
101～105	4,610	4,460	4,420	4,310	4,240	4,090	3,980	3,870
106～110	4,400	4,260	4,220	4,120	4,050	3,900	3,800	3,690
111～115	4,210	4,070	4,040	3,940	3,870	3,730	3,630	3,530
116～120	4,030	3,900	3,870	3,770	3,710	3,580	3,480	3,380
121～125	3,870	3,750	3,710	3,620	3,560	3,440	3,340	3,250
126～130	3,720	3,600	3,570	3,480	3,420	3,300	3,210	3,120
131～135	3,580	3,470	3,440	3,350	3,300	3,180	3,090	3,010
136～140	3,450	3,340	3,320	3,230	3,180	3,070	2,980	2,900
141～145	3,330	3,230	3,200	3,120	3,070	2,960	2,880	2,800
146～150	3,220	3,120	3,090	3,020	2,970	2,860	2,780	2,710
151人以上	3,120	3,020	2,990	2,920	2,870	2,770	2,690	2,620

(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,660	31,740	31,510	30,820	30,360	29,440	28,750	28,060
11～20世帯	24,500	23,810	23,630	23,110	22,770	22,080	21,560	21,040
21～30	16,330	15,870	15,750	15,410	15,180	14,720	14,370	14,030
31～40	14,700	14,280	14,180	13,870	13,660	13,250	12,930	12,620
41～50	13,060	12,690	12,600	12,330	12,140	11,770	11,500	11,220
51世帯以上	11,430	11,110	11,030	10,780	10,620	10,300	10,060	9,820

(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	54,770	53,140	52,730	51,510	50,690	49,060	47,830	46,610
20世帯	27,380	26,570	26,360	25,750	25,340	24,530	23,910	23,300
30世帯	18,250	17,710	17,570	17,170	16,890	16,350	15,940	15,530
31～40	13,690	13,280	13,180	12,870	12,670	12,260	11,950	11,650
41～50	10,950	10,620	10,540	10,300	10,130	9,810	9,560	9,320
51世帯以上	9,130	8,850	8,780	8,580	8,440	8,170	7,970	7,760

(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	52,220	50,670	50,290	49,120	48,350	46,800	45,640	44,470
11～20	26,110	25,340	25,140	24,560	24,170	23,400	22,820	22,240
21～30	17,410	16,890	16,760	16,370	16,110	15,600	15,210	14,820
31～40	13,050	12,670	12,570	12,280	12,080	11,700	11,410	11,120
41～50	11,750	11,400	11,310	11,050	10,880	10,530	10,260	10,000
51世帯以上	10,440	10,130	10,050	9,820	9,670	9,360	9,120	8,890

(18) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	32,800	32,030	31,830	31,250	30,860	30,090	29,510	28,930
21～25人	26,240	25,620	25,460	25,000	24,690	24,070	23,600	23,140
26～30	21,860	21,350	21,220	20,830	20,570	20,060	19,670	19,280
31～35	18,740	18,300	18,190	17,860	17,630	17,190	16,860	16,530
36～40	16,400	16,010	15,910	15,620	15,430	15,040	14,750	14,460
41～45	14,580	14,230	14,140	13,890	13,710	13,370	13,110	12,850
46～50	13,120	12,810	12,730	12,500	12,340	12,030	11,800	11,570
51～55	11,920	11,640	11,570	11,360	11,220	10,940	10,730	10,520
56～60	10,930	10,670	10,610	10,410	10,280	10,030	9,830	9,640
61～65	10,090	9,850	9,790	9,610	9,490	9,260	9,080	8,900
66～70	9,370	9,150	9,090	8,930	8,810	8,590	8,430	8,260
71～75	8,740	8,540	8,490	8,330	8,230	8,020	7,870	7,710
76～80	8,200	8,000	7,950	7,810	7,710	7,520	7,370	7,230
81～85	7,710	7,530	7,490	7,350	7,260	7,080	6,940	6,800
86～90	7,280	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,550	6,420
91～95	6,900	6,740	6,700	6,580	6,490	6,330	6,210	6,090
96～100	6,560	6,400	6,360	6,250	6,170	6,010	5,900	5,780
101～105	6,240	6,100	6,060	5,950	5,880	5,730	5,620	5,510
106～110	5,960	5,820	5,780	5,680	5,610	5,470	5,360	5,260
111～115	5,700	5,570	5,530	5,430	5,360	5,230	5,130	5,030
116～120	5,460	5,330	5,300	5,200	5,140	5,010	4,910	4,820
121～125	5,240	5,120	5,090	5,000	4,930	4,810	4,720	4,620
126～130	5,040	4,920	4,890	4,800	4,740	4,620	4,540	4,450
131～135	4,860	4,740	4,710	4,630	4,570	4,450	4,370	4,280
136～140	4,680	4,570	4,540	4,460	4,400	4,290	4,210	4,130
141～145	4,520	4,410	4,390	4,310	4,250	4,150	4,070	3,990
146～150	4,370	4,270	4,240	4,160	4,110	4,010	3,930	3,850
151人以上	4,230	4,130	4,100	4,030	3,980	3,880	3,800	3,730

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	21,860	21,350	21,220	20,830	20,570	20,060	19,670	19,280
31～35人	18,740	18,300	18,190	17,860	17,630	17,190	16,860	16,530
36～40	16,400	16,010	15,910	15,620	15,430	15,040	14,750	14,460
41～45	14,580	14,230	14,140	13,890	13,710	13,370	13,110	12,850
46～50	13,120	12,810	12,730	12,500	12,340	12,030	11,800	11,570
51～55	11,920	11,640	11,570	11,360	11,220	10,940	10,730	10,520
56～60	10,930	10,670	10,610	10,410	10,280	10,030	9,830	9,640
61～65	10,090	9,850	9,790	9,610	9,490	9,260	9,080	8,900
66～70	9,370	9,150	9,090	8,930	8,810	8,590	8,430	8,260
71～75	8,740	8,540	8,490	8,330	8,230	8,020	7,870	7,710
76～80	8,200	8,000	7,950	7,810	7,710	7,520	7,370	7,230
81～85	7,710	7,530	7,490	7,350	7,260	7,080	6,940	6,800
86～90	7,280	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,550	6,420
91～95	6,900	6,740	6,700	6,580	6,490	6,330	6,210	6,090
96～100	6,560	6,400	6,360	6,250	6,170	6,010	5,900	5,780
101～105	6,240	6,100	6,060	5,950	5,880	5,730	5,620	5,510
106～110	5,960	5,820	5,780	5,680	5,610	5,470	5,360	5,260
111～115	5,700	5,570	5,530	5,430	5,360	5,230	5,130	5,030
116～120	5,460	5,330	5,300	5,200	5,140	5,010	4,910	4,820
121～125	5,240	5,120	5,090	5,000	4,930	4,810	4,720	4,620
126～130	5,040	4,920	4,890	4,800	4,740	4,620	4,540	4,450
131～135	4,860	4,740	4,710	4,630	4,570	4,450	4,370	4,280
136～140	4,680	4,570	4,540	4,460	4,400	4,290	4,210	4,130
141～145	4,520	4,410	4,390	4,310	4,250	4,150	4,070	3,990
146～150	4,370	4,270	4,240	4,160	4,110	4,010	3,930	3,850
151人以上	4,230	4,130	4,100	4,030	3,980	3,880	3,800	3,730

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	65,600	64,050	63,670	62,500	61,730	60,180	59,020	57,850
11～15人	43,730	42,700	42,440	41,670	41,150	40,120	39,340	38,570
16～20	32,800	32,030	31,830	31,250	30,860	30,090	29,510	28,930
21～25	26,240	25,620	25,460	25,000	24,690	24,070	23,600	23,140
26～30	21,860	21,350	21,220	20,830	20,570	20,060	19,670	19,280
31～35	18,740	18,300	18,190	17,860	17,630	17,190	16,860	16,530
36～40	16,400	16,010	15,910	15,620	15,430	15,040	14,750	14,460
41～45	14,580	14,230	14,140	13,890	13,710	13,370	13,110	12,850
46～50	13,120	12,810	12,730	12,500	12,340	12,030	11,800	11,570
51～55	11,920	11,640	11,570	11,360	11,220	10,940	10,730	10,520
56～60	10,930	10,670	10,610	10,410	10,280	10,030	9,830	9,640
61～65	10,090	9,850	9,790	9,610	9,490	9,260	9,080	8,900
66～70	9,370	9,150	9,090	8,930	8,810	8,590	8,430	8,260
71～75	8,740	8,540	8,490	8,330	8,230	8,020	7,870	7,710
76～80	8,200	8,000	7,950	7,810	7,710	7,520	7,370	7,230
81～85	7,710	7,530	7,490	7,350	7,260	7,080	6,940	6,800
86～90	7,280	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,550	6,420
91人以上	6,900	6,740	6,700	6,580	6,490	6,330	6,210	6,090

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	32,800	32,030	31,830	31,250	30,860	30,090	29,510	28,930
21～25	26,240	25,620	25,460	25,000	24,690	24,070	23,600	23,140
26～30	21,860	21,350	21,220	20,830	20,570	20,060	19,670	19,280
31～35	18,740	18,300	18,190	17,860	17,630	17,190	16,860	16,530
36～40	16,400	16,010	15,910	15,620	15,430	15,040	14,750	14,460
41～45	14,580	14,230	14,140	13,890	13,710	13,370	13,110	12,850
46人以上	13,120	12,810	12,730	12,500	12,340	12,030	11,800	11,570

(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91～95	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880
96～100	5,410	5,260	5,220	5,100	5,020	4,870	4,750	4,640
101～105	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,530	4,420
106～110	4,920	4,780	4,740	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
111～115	4,710	4,570	4,540	4,440	4,370	4,230	4,130	4,030
116～120	4,510	4,380	4,350	4,250	4,190	4,060	3,960	3,860
121～125	4,330	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,660	3,570
131～135	4,010	3,890	3,860	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,730	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,600	3,520	3,460	3,360	3,280	3,200
146～150	3,610	3,500	3,480	3,400	3,350	3,240	3,170	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91～95	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880
96～100	5,410	5,260	5,220	5,100	5,020	4,870	4,750	4,640
101～105	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,530	4,420
106～110	4,920	4,780	4,740	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
111～115	4,710	4,570	4,540	4,440	4,370	4,230	4,130	4,030
116～120	4,510	4,380	4,350	4,250	4,190	4,060	3,960	3,860
121～125	4,330	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,660	3,570
131～135	4,010	3,890	3,860	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,730	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,600	3,520	3,460	3,360	3,280	3,200
146～150	3,610	3,500	3,480	3,400	3,350	3,240	3,170	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91人以上	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46人以上	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,230
21 ~ 25人	11,380
26 ~ 30	9,480
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

イ 児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,480
31 ~ 35人	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

ウ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,460
11 ~ 15人	18,970
16 ~ 20	14,230
21 ~ 25	11,380
26 ~ 30	9,480
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91人以上	2,990

エ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,460
11 ~ 20世帯	14,230
21 ~ 30	9,480
31 ~ 40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,200
21 ～ 25人	7,360
26 ～ 30	6,130
31 ～ 35	5,260
36 ～ 40	4,600
41 ～ 45	4,090
46 ～ 50	3,680
51 ～ 55	3,340
56 ～ 60	3,060
61 ～ 65	2,830
66 ～ 70	2,630
71 ～ 75	2,450
76 ～ 80	2,300
81 ～ 85	2,160
86 ～ 90	2,040
91 ～ 95	1,930
96 ～ 100	1,840
101 ～ 105	1,750
106 ～ 110	1,670
111 ～ 115	1,600
116 ～ 120	1,530
121 ～ 125	1,470
126 ～ 130	1,410
131 ～ 135	1,360
136 ～ 140	1,310
141 ～ 145	1,270
146 ～ 150	1,220
151人以上	1,180

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,130
31 ～ 35人	5,260
36 ～ 40	4,600
41 ～ 45	4,090
46 ～ 50	3,680
51 ～ 55	3,340
56 ～ 60	3,060
61 ～ 65	2,830
66 ～ 70	2,630
71 ～ 75	2,450
76 ～ 80	2,300
81 ～ 85	2,160
86 ～ 90	2,040
91 ～ 95	1,930
96 ～ 100	1,840
101 ～ 105	1,750
106 ～ 110	1,670
111 ～ 115	1,600
116 ～ 120	1,530
121 ～ 125	1,470
126 ～ 130	1,410
131 ～ 135	1,360
136 ～ 140	1,310
141 ～ 145	1,270
146 ～ 150	1,220
151人以上	1,180

キ 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,410
11 ~ 15人	12,270
16 ~ 20	9,200
21 ~ 25	7,360
26 ~ 30	6,130
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

ク 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,410
11 ~ 20世帯	9,200
21 ~ 30	6,130
31 ~ 40	4,600
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,060

(21) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25人	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	590	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	300	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91～95	230	220	220	220	210	210	200	190
96～100	220	210	210	210	200	190	190	180
101～105	210	200	200	200	190	190	180	170
106～110	200	190	190	190	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	180	170	170	160	160	150
121～125	180	170	170	160	160	150	150	150
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	160	150	150	140	140	130
136～140	160	150	150	150	140	140	130	130
141～145	150	150	140	140	140	130	130	130
146～150	150	140	140	140	130	130	120	120
151人以上	140	140	130	130	130	120	120	120

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35人	640	620	610	600	590	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	300	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91～95	230	220	220	220	210	210	200	190
96～100	220	210	210	210	200	190	190	180
101～105	210	200	200	200	190	190	180	170
106～110	200	190	190	190	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	180	170	170	160	160	150
121～125	180	170	170	160	160	150	150	150
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	160	150	150	140	140	130
136～140	160	150	150	150	140	140	130	130
141～145	150	150	140	140	140	130	130	130
146～150	150	140	140	140	130	130	120	120
151人以上	140	140	130	130	130	120	120	120

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,240	2,170	2,150	2,100	2,060	1,990	1,930	1,880
11～15人	1,490	1,440	1,430	1,400	1,370	1,320	1,290	1,250
16～20	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	590	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	300	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91人以上	230	220	220	220	210	210	200	190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	590	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46人以上	440	430	430	420	410	390	380	370

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,490	1,440	1,430	1,400	1,370	1,320	1,290	1,250
11～20世帯	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51世帯以上	370	360	350	350	340	330	320	310

(22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,050
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,020
41 ～ 45	4,460
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,740
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,600
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

(23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,780
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,180
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,450
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,720
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,090

(25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

(26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,560
11 ~ 20世帯	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,660	31,740	31,510	30,820	30,360	29,440	28,750	28,060
11~20世帯	24,500	23,810	23,630	23,110	22,770	22,080	21,560	21,040
21~30	16,330	15,870	15,750	15,410	15,180	14,720	14,370	14,030
31~40	14,700	14,280	14,180	13,870	13,660	13,250	12,930	12,620
41~50	13,060	12,690	12,600	12,330	12,140	11,770	11,500	11,220
51世帯以上	11,430	11,110	11,030	10,780	10,620	10,300	10,060	9,820

(29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,380
21~25人	7,500
26~30人	6,250
31~35人	5,360

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円
	5,773,928

区分	年額
個別対応職員分	円
	5,528,492

(31) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,970

(32) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 149,680

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,170

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,400

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

(34) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,080	26,300	26,110	25,530	25,140	24,370	23,780	23,200
21～25人	21,660	21,040	20,890	20,420	20,110	19,490	19,030	18,560
26～30	18,050	17,530	17,400	17,020	16,760	16,240	15,850	15,470
31～35	15,470	15,030	14,920	14,590	14,360	13,920	13,590	13,260
36～40	13,540	13,150	13,050	12,760	12,570	12,180	11,890	11,600
41～45	12,030	11,690	11,600	11,340	11,170	10,830	10,570	10,310
46～50	10,830	10,520	10,440	10,210	10,050	9,740	9,510	9,280
51～55	9,840	9,560	9,490	9,280	9,140	8,860	8,650	8,430
56～60	9,020	8,760	8,700	8,510	8,380	8,120	7,930	7,730
61～65	8,330	8,090	8,030	7,850	7,730	7,490	7,320	7,140
66～70	7,730	7,510	7,460	7,290	7,180	6,960	6,790	6,630
71～75	7,220	7,010	6,960	6,800	6,700	6,490	6,340	6,180
76～80	6,770	6,570	6,520	6,380	6,280	6,090	5,940	5,800
81～85	6,370	6,190	6,140	6,000	5,910	5,730	5,590	5,460
86～90	6,010	5,840	5,800	5,670	5,580	5,410	5,280	5,150
91～95	5,700	5,530	5,490	5,370	5,290	5,130	5,000	4,880
96～100	5,410	5,260	5,220	5,100	5,020	4,870	4,750	4,640
101～105	5,150	5,010	4,970	4,860	4,790	4,640	4,530	4,420
106～110	4,920	4,780	4,740	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
111～115	4,710	4,570	4,540	4,440	4,370	4,230	4,130	4,030
116～120	4,510	4,380	4,350	4,250	4,190	4,060	3,960	3,860
121～125	4,330	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,660	3,570
131～135	4,010	3,890	3,860	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,730	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,600	3,520	3,460	3,360	3,280	3,200
146～150	3,610	3,500	3,480	3,400	3,350	3,240	3,170	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	90,270	87,690	87,040	85,100	83,810	81,230	79,290	77,360

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士1人。
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士1人。

(10) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

(参 考)

保護単価 (入所児童等 1人当たり) 表

(平成31年4月1日)

経費の種類	一般生活費	被虐待児童受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	一般生活費以外の事業費										
								特別育成費	夏季等特別行事費	期末一時扶助費	職業指導費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費	葬 祭 費	冷暖房費	予防接種費			
種別	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
児童養護施設	(一般分) 50,760円 (乳児分) 58,570円	26,100円	幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費 ただし、就園奨励費補助額を控除した額	(一般分) 小学校 2,170円 中学校 4,300円 特別支援学校の高等部 4,300円	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 21,670円 中学校 第3学年 60,300円 高等学校 第3学年 (特別支援学校高等部を含む) 111,290円	小学校 第1学年 50,600円 入学児童 50,600円 中学校 第1学年 進学児童 57,400円	高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,150円 通学のための交通費の実費	1 3,090円	5,370円	通所のための交通費実費教科書代等 4,940円	81,260円 さらに別に定める基準に該当する場合には、住居費及び生活雑費の経費を加算 194,930円	158,350円 ただし、火葬料、自動車料について一定額を加算	1級地 5,290円 2級地 4,980円 3級地 4,920円 4級地 3,780円 その他の地域 870円	1級地 6,080円 2級地 5,700円 3級地 5,630円 4級地 4,330円 その他の地域 870円	予防接種にかかる実費		
児童自立支援施設 (通所部を含む)	(入所分) 50,760円 (通所分) 15,550円			(加算分) 1 教材代の実費 2 通学のための交通費の実費 3 部活動に必要な道具代運送費等の実費 4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費 5 児童自立支援施設の教材費 小学校該当 200円 中学校該当 280円				通学のための交通費の実費 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 56,570円 補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別保護単価 25,000円							1級地 6,080円 2級地 5,700円 3級地 5,630円 4級地 4,330円 その他の地域 870円			
里 親	(一般分) 51,020円 (乳児分) 58,830円							補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別保護単価 25,000円							1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円			
ファミリーホーム	(一般分) 58,320円 (乳児分) 50,760円	26,100円													1級地 4,840円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,460円 その他の地域 870円			
児童心理治療施設 (通所部を含む)	(入所分) 51,200円 (通所分) 15,550円														1級地 6,520円 2級地 6,090円 3級地 6,010円 4級地 4,640円 その他の地域 870円			
乳 児 院	(3歳未満児分) 58,570円 (3歳以上児分) 50,760円 乳児院病虚弱等児童加算費 102,630円														1級地 8,780円 2級地 8,130円 3級地 8,020円 4級地 6,240円 その他の地域 870円			
母子生活支援施設	入所者 (1人当たり) 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円						小学校 第1学年 入学児童 50,600円 中学校 第1学年 進学児童 57,400円	(入学時) 61,150円 補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別保護単価 25,000円							1級地 2,440円 2級地 2,240円 3級地 2,210円 4級地 1,660円 その他の地域 130円			
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,760円 上記以外の者 11,060円						高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,150円 通学のための交通費の実費 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 56,570円 補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別保護単価 25,000円	通所のための交通費実費教科書代等 4,940円			81,260円 さらに別に定める基準に該当する場合には、住居費及び生活雑費の経費を加算 194,930円	158,350円 ただし、火葬料、自動車料について一定額を加算	1級地 2,810円 2級地 2,580円 3級地 2,540円 4級地 1,870円 その他の地域 130円	別に定める基準に該当する場合 1級地 5,850円 2級地 5,490円 3級地 5,420円 4級地 4,170円 その他の地域 870円				

経費の 種別	一般生活費	一般生活費以外の事業費																
		被虐待 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学 支度金	特別育成費	夏季等特別 行事費	期末一時 扶助費	職業指導費	就職支援費・ 大学進学等 自立生活支援費	葬祭費	冷暖房費	予防接種費			
種別	日 額	日 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
一時保護所	①一時保護され た日から6日目 まで (一般分) 4,230円 (乳児分) 5,720円 ②6日目から 30日目まで (一般分) 1,170円 (乳児分) 1,180円 ③①及び②以外 (一般分) 1,670円 (乳児分) 1,930円	850円	幼稚園等の状 態に必要な入 学金、保育 料、制服等の 実費 ただし、就園 奨励費補助額 を控除した額	(一般分) 小学校 2,170円 中学校 4,300円 特別支援学校 の高等部 4,300円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 運送費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校該当 200円 中学校該当 280円 6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 61,150円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に関し 資格取得又 は講習等を 受講するた めの経費 56,570円	その学校にお いて徴収され る実費	小学校 第6学年 21,670円 中学校 第3学年 60,300円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	小学校 第1学年 入学児童 50,600円 中学校 第1学年 入学児童 61,150円 高等学校 第1学年 入学児童 57,400円	高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,150円	3,090円	5,370円	通学のための 交通費実費教 科書代等 4,940円				1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種費に かかる実費		

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託
手当として月額86,000円(専門里親は月額137,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム、自立援助ホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に43,820円が加算され、(4)
里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,600円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が退去したときには遅れもどし費が支弁され、(6)助産施設入所者について
は、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき236,200円)、胎盤処置料、新生児分補料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であつて、別に定めると
ころにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,500円が支弁され、(8)里親委託児童(一時保護委託を含む)であつて別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親
は月額15,000円)が支弁され、(9)一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。